

□ 虐待の区分と具体例（高齢者虐待防止法第2条第4項及び第5項）

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体例】 平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる。刃物や器物で外傷を与える。等 ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。外から鍵を閉めて閉じ込める。 等</p>
介護・世話の放棄放任（ネグレクト）	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。</p> <p>【具体例】 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること。 等</p>
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】 排泄の失敗、食べこぼし等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 侮辱を込めて、子どものように扱う。 家族や親族、友人等との団らんから排除する、 等</p>
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体例】 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にする、下着のまま放置する。 人前でおむつ交換する。キス、性器への接触、セックスを強要する。等</p>
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 入院や介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない 等</p>

(参考) 厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の例」より抜粋

